

◆ 学会動向 ◆

日本地方財政学会第20回大会

栗田 但馬 (岩手県立大学)

1 はじめに

日本地方財政学会第20回大会は2012年5月19日(土)・20日(日)に、立命館大学衣笠キャンパスにおいて開催された。「第20回」という節目の大会での報告数は48本であり、その他に日本地方財政学会20周年記念講演(宮本憲一「地方財政論の到達点と課題」)、2つのシンポジウム(I 東日本大震災・原発災害からの復興、II 大都市制度と自治体間連携)が行われた。

分科会は地方税、地方交付税、補助金・負担金、地方債、社会保障・福祉、大都市財政、社会インフラ・公営企業、外国財政(1・2)、自由論題(1~4)、企画セッション(地方財政研究の歴史的パースペクティブ)、日韓セッション(震災と合併の諸問題)で構成された。

第20回大会の特徴は、シンポジウム「東日本大震災・原発災害からの復興」および同「大都市制度と自治体間連携」、分科会「大都市財政」にみるように、20回に及ぶ大会のなかで、初めて被災自治体の行財政および大都市の行財政のあり方が大々的に議論された点にある。この背景として、地方財政が東日本大震災や「大阪都構想」などを契機に国・都道府県・市町村間や地方自治体間の関係あるいは役割分担等の点で発展的な展開を強く要請されていることがあげられよう。

以下、記念講演、シンポジウム、分科会の順で内容を簡潔に整理する。なお、分科会に関しては、研究報告が非常に多岐にわたり、また全てに出席するのも不可能であったために、筆者が拝聴した報告を中心に紹介することにとどめたい。この点をあらかじめお断りしておく。

2 記念講演とシンポジウム

第一日目の午後に、シンポジウムに先立って、宮本憲一先生の「地方財政論の到達点と課題」と題した記念講演が行われた。講演は2つのテーマ、つまり①地方財政論の発展を背景とした日本地方財政学会の設立プロセス、②その研究成果にもとづく地方財政の政策論の到達点と課題から構成されていた。

ここでは宮本先生が最後に述べられた点のみ紹介しておきたい。宮本先生らが1970年代に提起した(地方)財政改革の構想(詳細は宮本『財政改革』1977年、岩波書店ほか参照)には今後も参考にすべき改革が多く含まれており、また現在、(地域)経済・社会の大転換期にあることも踏まえなければならず、新しい財政改革を巡って大いに論争して欲しいということであった。

次に、シンポジウム「東日本大震災・原発災害からの復興」である。パネリストは山本正徳宮古市長、内堀雅雄福島県副知事、山中茂樹、佐藤主光、金子勝の各先生の5名であった。

司会の武田公子先生は災害復興のプロセスにおける政府間財政関係に焦点を当て、2つの論点、つまり①国・県・市町村の役割分担、②復興費用の負担関係および財源移転を設定した。しかし、各パネリストがそれぞれ報告する、いわゆる「第一ラウンド」で内容が多岐に及んだために、最終的に第二の論点にほとんど踏み込めなかったことは残念であった。

さて、第一の論点であるが、①被災自治体でのマンパワー不足と国・他自治体等からの応援職員、まちづくり計画策定や復興事業実

施(過程)、被災者生活再建支援を典型とする法制度などに関する問題があげられ、被災者・地主体の諸計画の実施が担保される国・地方間、地方間の行財政システムの設計が課題としてあげられた。

②原発災害からの復興に関しては、内部被爆対策(除染推進他)やがれき処理などが当面の最大の課題にあげられたが、住民帰還や人口対策をはじめ中長期的な課題も山積しており、他方で、東京電力の責任・賠償や経営維持の点でも多くの重大な問題を抱えている。福島県副知事の「時間軸でみた場合、時が解決するような問題は少ない」というコメントが印象的であった。

第二の論点であるが、宮古市長のレジюмеにしたがえば、復興交付金については柔軟な対応が困難であることなど、復興庁の性格に関わる問題があったのに対して、特別交付税や復興基金については積極的な評価がみられた。筆者は頻繁に岩手沿岸に行っているが、他の市町村からも同様の声があったので、再確認できた次第である。

次に、第二日目の午後に行われたシンポジウム「大都市制度と自治体間連携」である。パネリストは赤井伸郎、金井利之、村上弘の各先生、山田啓二京都府知事の4名であった。昨今、橋本大阪市長(前大阪府知事)・大阪維新の会の「大阪都構想」、指定都市市長会の「特別自治市構想」にみられるように、大都市の存在意義が強く問われ、現行の制度を大きく変える改革が提起され、また第30次地方制度調査会においても大都市制度のあり方が検討されている。

これに対して、シンポでは総体的にそれらに対する批判のコメントが目立った一方で、新たに誕生した政令指定都市をあげて、現在の大都市の性格に対する根本的な疑問も提起された。また、学会員でないパネリストから大都市制度改革に関わる財政調整のあり方や東京都区制度における特別区財政の非効率の側面などについて論点が提起された。住民自治、域内分権、二重行政など論点は多岐に及ぶものの、議論はそれほどばらけることなく、いわばキックオフとしては有意義であった。

3 分科会

分科会については、最初に第一日目午前の企画セッション「地方財政研究の歴史的パースペクティブ」を紹介する。

井出英策“A Political Dispute over the Local Public Finance Equalization Grant: The Legacy of Shoup’s Policy Choices”は戦後の地方財政システムの原点について、戦中期と占領期を一体的に捉え、平衡交付金を素材にして検討することが目的であった。研究の視点として、①シャープ勧告の戦後の政府間財政関係への影響(とくに地方と国、GHQの相互作用とシャープの関係)、②予算過程に着目した動態分析、③内外の一次史料(ドッジペーパー、SCAPペーパー、大蔵省など)を用いた歴史分析があげられ、これらを通して、シャープ税制(システム)からの「換骨奪胎」史観が批判された。

平衡交付金は1954年に地方交付税として定着し、その総額については国税の一定割合にリンクさせるという戦時期の「配付税」のようになったが、これは単に戦時期に帰属したわけではなく、紆余曲折しながらも、一般財源(地方固有財源)としての性格の明確化、客観的指標による地方の財政需要の算定などという手続きによって、財源統制の制度的正当性を担保する側面が強くなった。実態としては、シャープの思想、勧告理念の「ある部分」だけが積極的に受容され、戦時的なシステムの合理性と結合し、戦後システムを形成していったことを明らかにした。

小西砂千夫「地方財政の制度運営における国の財政規律の投影」は地方財政の制度運営(例えば地方財政計画の規模や内容、地方に対する財源手当の方法の決定など)を国の財政規律や財政状況、さらに省庁間の対立と妥協との対比で捉えることによって、その戦後からの特徴を明らかにしている。

報告では国が地方へ仕掛け、場合によっては地方が押し返しながらも、互いに不健全な形で地方財政対策や国庫補助負担金の量・質の決着が図られ、さらに国の財政健全化が地

方の犠牲を伴って優先されることが多々みられることが鮮明にされている。例えば、国と地方のいわゆる「折半ルール」が1978年度以降、長期にわたってみられるが、どうすれば痛み分けの結果となるかを見いだすことが、地財対策の決着の姿のようであった。

次に、第二日目午前の「社会保障・福祉」である。筆者が討論者となった横山純一「病院事業の広域連合制度の成立と広域連合ならびに各病院の経営と財政の課題—青森県西北五地域の事例—」は、「つがる西北五広域連合」の事例から広域連合における自治体病院事業の開始背景とその対象病院の経営・財政課題を明らかにすることを目的としていた。

報告の着目点は広域連合による自治体病院・診療所経営にあり、広域圏（二次医療圏）における市町によるその構成に研究対象の特徴がみられる。国・地方や学界（学会）における経営主体（形態）に関する議論の不十分さが鋭く指摘されている。厳しい地域医療の環境や自治体財政の悪化を背景とする自治体病院の経営悪化・危機に対する打開策の一つとして、経営主体の点で広域連合があげられており、今後、横山先生の研究成果である隠岐広域連合の病院事業も含めて追跡調査を行い、発展的な研究を進めていただきたい。

4 おわりに

本稿の冒頭で第20回大会の特徴を整理したが、改めて大会全体を見渡すと、分科会における法田尚己「大規模災害からの復旧・復興過程における被災自治体の財政運営—留保財源に着目した復興スキームの必要性—」、川瀬憲子「東日本大震災後の政府復興予算と自治体財政—宮城県内自治体の事例を中心に—」、藤井えりの「生活保護行財政と『貧困

ビジネス』—大阪市における稼働可能層の生活保護受給の実態に注目して—」なども大震災あるいは大都市に直接関わる。

ここでは分科会「大都市財政」における川勝健志「大都市財政危機の構造変化と持続可能性—大阪市を題材に一」、本多哲夫「大都市自治体の中小企業政策と都市政策—大阪市を事例として—」、片山和希「大都市自治体における開発行政と財政問題—大阪港ベイエリア開発の行財政分析—」と併せて、テーマをあげるだけにとどめたい。

おわりにあたって、東日本大震災の被災地の大学にいる立場から、できる限り多くの学会員が東日本大震災・原発災害に関する研究成果を、日本地方財政学会をはじめ様々な場で発表し、専門家に限らず、多くの人びとが耳にし、議論できるようにしていただくことを要望する。また今回のシンポにおける復興費用の負担関係および財源移転に関する議論も仕切り直していただきたい。

多くの市町村の復興財政運営は2012年度以降、本格化している。被災地では「くらし（生活）」と「しごと（生産）」の両方が壊滅的な被害を受け、それらに対する地方財政の多面的な役割が強く問われていることは言うまでもないが、今回および過去の大会にみるように、多岐にわたる研究成果がいかんなく発揮されるべき局面が大震災・原発災害ではないだろうか。学会の英知を結集し、今回に限らず、今後も起こり得る大震災にも大いに貢献していただけることを期待したい。

最後に、「第20回」という記念すべき大会を終え、改めて研究成果の蓄積の重みおよびそれを発展させる責任を感じるとともに、これまでの学会理事の先生方および大会事務局をはじめ多くの関係者に敬意を表したい。今後の一層の発展を祈念し、本稿を閉じる。